

三重県自治体情報セキュリティクラウドの更改にかかる要件

1. 業務名

次期三重県自治体情報セキュリティクラウド構築及び運用・保守業務

2. 業務の目的

県内の各自治体が管理する個人情報等の重要なデータの漏えいを未然に防止することを目的とする。

ア. 各自治体のインターネット業務用ネットワークを不正アクセスから保護する。

イ. 各自治体のインターネット業務用ネットワークにおいて、情報セキュリティインシデントが発生した場合、これを検知し事前に登録した職員等へ通報する。

ウ. 情報セキュリティインシデントへの適切な対応を判断するため、具体的な状況の把握と影響範囲の調査を支援する。

3. 履行場所

受託者の施設とし、事業者が運用するサーバ及びストレージ等は日本国内法が及ぶ範囲内に設置すること。

4. 業務スケジュール

令和3年3月末までに運用を開始し、運用期間は5年間とする。

運用開始日までに、実環境において1ヶ月間以上の試験運用を実施し不具合の検出と各種設定の最適化を行うこと。

また、現在本県が想定している調達スケジュールは別紙「次期セキュリティクラウド調達スケジュール（予定）」のとおりである。

5. 利用者

県内のすべての自治体が参加した場合の最大数は以下のとおり。

県 1 団体

市町 2 9 団体

広域連合 3 団体

利用者数 約 3 0, 0 0 0 ユーザ

端末数 約 2 6, 5 0 0 台

今後参加団体での利用者数、端末数の増減が予想されるため、システムの拡充やライセンスの増減について柔軟に対応できることが望ましい。

複数の自治体が共同利用するため、使用許諾契約の範囲を協議により調整できること。

業務内容

別紙「次期自治体情報セキュリティクラウド要件シート」に記載されている機能をクラ

ウド型サービスで提供すること。なお、今後、機能ごとに必要性、緊急性及び経済性を検討し機能を削減することもある。

6. 回線

- ・インターネットに接続するための回線をインターネット回線と呼ぶ。
- ・インターネット回線の接続ポイントは受託者のクラウドサービス提供施設に設置する。
- ・県内の各自治体の通信データを受託者のクラウドサービス提供施設に集約するための回線をアクセス回線と呼ぶ。
- ・県ハブセンターと受託者が運用する監視センターを接続する回線を監視用回線と呼ぶ。
- ・各回線のトラフィック量及び所要回線速度は未調査である。

7. 運用要件

- ・原則として、本業務を行う事業者が運用業務を行うこととする。
- ・運用業務にて想定している項目は以下の通りである。

日常運用業務（ユーザの登録削除等）

データバックアップ、リストア

稼働監視

性能・構成管理

ログ管理

バージョンアップ、パッチによる影響等の情報提供

バージョンアップ、パッチインストール作業

障害対応及び障害後是正措置・予防措置

運用マニュアルの改訂

8. 保守要件

(1) 保守対応時間

- ・365日24時間を原則とする。

(2) 障害対応要件

- ・対応依頼から初期対応を開始するまでの時間を、概ね30分以内とすること。ただし、大規模災害発生時はこの限りではない。なお初期対応とは、障害発生箇所・原因の確認作業への着手、本県などの関係者への連絡等を指す。
- ・復旧方法が明らかになり、かつ復旧作業に着手してから、復旧するまでを概ね2時間以内とすること。また、2時間以内の復旧が困難と判明した場合は、2時間以内に進捗状況と以降の対応スケジュールを報告すること。ただし、大規模災害発生時はこの限りではない。
- ・障害箇所が冗長化されておりシステム機能が停止していない場合、障害対応は開庁日の8時から18時以外の時間帯に行うこと。ただし、システム機能を停止させずに障害

対応が可能な場合は、本県の承認を受けた上で実施すること。